

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例等に係るQ&A集

本Q&A集では、次のとおり条例等を省略して使用しています。

条例：群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例

施行規則：群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則

構造維持管理基準：群馬県再生資源物屋外保管事業場の構造維持管理等に関する基準

事前協議規程：群馬県再生資源物の屋外保管業の事前協議等に関する規程

① 手続・許可制度

2026.6.〇版

番号	質問	回答
No.1- 1	買い取って収集したペットボトルも条例の規制対象に含まれるか。	含まれます。 (条例第2条第1項第1号ロ・規則第5条第3項第2号)
No.1- 2	古物商の許可を受けて、中古品の農機具や工場機械を買い取り、分解して部品ごとに修理用等として販売している。これは再生資源物に該当しないということでのよいか。	ご質問の事業については、販売しているのは「機械部品」という製品であり、「使用を終了」していないため、本条例の対象である再生資源物には該当しません。 (条例第2条第1項第1号)
No.1- 3	解体せずに輸出する自動車や農機具は再生資源物に含まれるか。	そのまま、又は修理し販売を目的としている自動車や農機具は、本来の用途の使用を終了していないので、再生資源物に含まれません。 (条例第2条第1項第1号)
No.1- 4	廃棄物処理業の許可を持っている場合は条例の対象となるのか。	廃棄物処理法など他の関係法令の許可を受けている事業者が同様の行為を行う場合は、適用除外となります。ただし、許可の事業の範囲外の行為を行う場合は条例の対象になる可能性があります。(許可内容：品目、敷地等) (条例第24条第1項第2号)
No.1- 5	既に再生資源物の保管等の事業を行っているが、すぐに許可が必要か。	既存事業者には経過措置があります。条例施行日から6か月以内に保管業届出を行った場合、初回に限りみなし許可となります。その場合の有効期間は、施行日から5年間です。 (条例第7条第3項・条例附則第4項、5項、6項・規則附則第2項、第3項)
No.1- 6	事業内容を変更する場合はどうすればいいか。	内容する事業内容により変更届、または事前協議と変更許可申請が必要です。変更の計画がある場合には、早めにご相談ください。 (条例第11条全項・規則第11条全項・規則第12条・事前協議規定第3条1項1号)
No.1- 7	無許可営業を行った場合どうなるか。	最大で2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金が科される可能性があります。 (条例第27条第1項)
No.1- 8	今後、国の法律が制定された場合はどうなるのか。	将来的に国の法規制対象となる可能性があり、新たな申請が必要になる場合があります。
No.1- 9	敷地面積の考え方はどのようなものか。敷地が分割されている場合、各敷地が100㎡に満たなければ対象外となるのか。	再生資源物屋外保管事業場の敷地面積は、形式的な区画や登記ではなく、実際の利用実態に基づいて判断を行います。そのため、敷地を分割していても、資材の搬出入や管理体制、動線が共通である場合には、一体の再生資源物屋外保管事業場として扱います。これは、見かけ上の分割によって規制を回避することを防ぐための考え方です。したがって、実態として一体で運用されている場合には、再生資源物屋外保管事業場の敷地面積が合算して100㎡を超えると判断され、許可が必要となります。 なお、敷地面積には建物や事業の用に供する駐車場を始めとする施設の部分も含まれます。 (条例第7条第1項)
No.1- 10	繁忙期だけ一時的に増える場合まで規制するのは過剰ではないか。	規制の対象は使用期間ではなく、保管行為の実態です。一時的であっても、再生資源物の保管が行われている以上、騒音、粉じん、排水などの環境影響は発生し得ます。本制度はこれらの影響を予防的に管理することを目的としており、期間の長短によって影響の有無が変わるわけではないため、短期間(繁忙期)のみの利用であっても規制対象となります。 (条例第3条1項)

No.1- 11	みなし許可の届出を忘れてだけで新規扱いになるのは厳しすぎないか。	みなし許可は、既存事業者に対する経過措置であり、一定期間内に届出を行うことを前提に認められる制度です。そのため、期限内に提出されなかった場合は制度の適用を受けることができず、新規許可として扱われます。これは公平性を確保するための措置であり、特定の事業者のみを優遇することを避けるためでもあります。 (条例第7条第3項・条例附則第4項、5項、6項・規則附則第2項、第3項)
No.1- 12	事前協議なしでは申請できないのは、実質的に参入制限ではないか。	事前協議は参入制限を目的とするものではなく、他法令の整理や地域理解の促進のために必要な調整手続です。事業開始後に問題が発生した場合の影響が大きいため、事前に計画内容を確認し、必要な対策を講じることが求められています。この手続により、結果的に円滑な許可手続とトラブル防止が図られます。 (事前協議規定第3条全項)
No.1- 13	資材置場として扱えば規制対象外になるのか。	名称ではなく実態で判断されます。資材置場と称していても、再生資源物の保管が行われていれば本制度の対象となります。したがって、名称の変更によって規制を回避することはできません。 (条例第2条第1項第1号、2号・規則第3条第1項第1号、2号)
No.1- 14	条例施行後に国の改正法案が施行されると聞いています。県条例による許可を受けていれば国規制への対応は不要か。	現在改正法案が国で審議されているが、この改正法案によれば国規制の対象になれば先行自治体の条例許可に関係なく改正法に基づく新たな申請による許可を得る必要がある模様です。 ただし、国からは新たな規制の具体的な基準などが示されていないため、そもそも県条例対象者が国規制の対象者になるかも確かではありません。なお、県条例の対象外でも国規制に対象になる可能性があります。
No.1- 15	国規制の開始後、県条例はどのような扱いになるのか。	国から具体的な基準などが示されていないため現状では県条例の扱いについては未定です。国から政省令が示され次第その内容を確認し、県条例の取り扱いを検討していくことになります。
No.1- 16	再生資源物に、有害使用済機器は含まれていないので、県の検査時に有害使用済機器を保管していることを確認した場合には、有害使用済機器の届出の提出を求めることになるのか。その場合、有害使用済機器の保管の基準、処分の基準を遵守する必要があるのか。	お見込みのとおりです。 (条例第2条第1項第1号)
No.1- 17	テントや大型コンテナは、「土地に定着した建築物」に該当しないので、これらでの保管は、屋外に該当するという認識で良いか。	お見込みのとおりです。 (条例第2条第2号)
No.1- 18	県民生活の安全の確保において必要な条件とは何か。	「再生資源物の搬入や作業の時間指定」などが考えられる。 (構造維持管理基準第6条)
No.1- 19	業務用エアコンや冷蔵・冷凍機のフロン回収規定や、処分の方法に係る特別な規定は無いのか。	群馬県再生資源物屋外保管事業場の構造及び維持管理等に関する基準第5条第4号の規定により、フロンが含まれている再生資源物の屋外保管等を行う場合にはフロン類を大気中に発散させないこととしています。なお、業務用エアコン等のフロンの取扱いについては、適正に回収済みであることの確認するか、フロン類が残存する機器を引き取る場合には第一種フロン充填回収業の登録を受けなければなりません。 (構造維持管理基準第5条第4号)
No.1- 20	許可業者の運営母体が変わった場合(承継時)は、新規許可申請を求めるとのことか。この場合、事前協議を実施するのか。	屋外保管業の許可は、その法人に対して許可をしているものであるため、法人が変わる場合には、新規許可が必要となります。 なお、新たに運営する法人として、他法令の遵守や周辺住民の理解の促進が必要となるため事前協議も対象となります。

No.1- 21	①産業廃棄物の収集運搬業者（積保なし）は条例の対象か。 ②産業廃棄物の収集運搬業者（積保あり）は条例の対象か。	①適用を除外されるのは、産業廃棄物の処理業許可の事業範囲と同等の行為を行う場合であるので、積み替え保管のない収集運搬業者が再生資源物の保管を行う場合には、条例の対象となります。 ②積み替え保管ありの収集運搬業者の許可を有している事業者が、再生資源物の保管を行う場合には、許可された事業範囲と同等のものを扱う場合のみ、条例の適用を除外されます。 (条例第24条第2号)
No.1- 22	フォークリフトの高さが3mというのは、どこの高さが3mか。	フォークの爪の部分の床面から最大でどこまで上げられるかの高さです。
No.1- 23	屋外保管とは何か。	土地に定着した建造物（屋根があり四方が壁や扉等で囲まれ、保管物が飛散・流出しないよう密閉されている状態）の外における保管を屋外保管とします。なお、営業時間中は扉等が空いていても差し支えないが、夜間等は閉鎖してください。 (条例第2条第2号)
No.1- 24	コンテナに保管する場合は屋外保管に該当するのか。	再生資源物をコンテナごと運搬する場合、コンテナは容器に該当するので、屋外にコンテナ保管をする場合は屋外保管に該当します。ただし、コンテナを地面に固定して建築物と同様に使用する場合は、屋内保管とみなすことがありますのでご相談願います。
No.1- 25	条例施行日である令和8年10月1日以前に保管の基準を満たしていない場合であっても、既存事業者としての届出の提出は可能か。	可能です。しかしながら、基準適用猶予の期限内に基準に適合する必要があります。 (条例附則8)
No.1- 26	添付書類として、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書等が必要になるとのことであるが、どの程度の精度のものが必要か。	図面は設計士等が作成したものが望ましいが、既存のもの流用で差し支えありません。 また、縮尺が正しく見やすければ、手書きでも差し支えありません。
No.1- 27	自社の製造活動に伴って発生する金属やプラスチックの端材を、他者に売却するために屋外に置いているが、この条例の対象となるか。	製品の製造に伴って副次的に得られたものを、製造業者自らが発生場所（製造工場）に置く場合は、条例第2条第1項第1号の「収集された物」に該当せず「再生資源物」にあたらないため、発生場所での保管は条例の対象外です。 (条例第2条第1号)
No.1- 28	製品の解体を行い、再使用できない部品等をスクラップとして屋外保管しているが、この条例の対象となるか。	製造業者が自らの製品を解体する場合は、条例の対象外となり、廃棄物処理法により保管基準を遵守してください。他人から収集した製品の解体を行う場合、その製品としては既に使用を終了しているため、解体業者が製品を引き取った時点で条例第2条第1項第1号の「使用を終了し、収集された物」に該当し、「再生資源物」となります。このため、解体を行う事業地で保管をしている場合であっても、条例第7条による許可が必要となる場合があります。 なお、資源となり得ないものと再生資源物の混合物を扱う場合は、廃棄物処理法の規制の対象となる場合もあります。 (条例第2条第1号)
No.1- 29	収集した再生資源を破砕後、一部は自社でペレット製造に使用し、残りは他者に売却している場合、許可は必要か。	製造業の材料として使用しているものは許可不要ですが、他者に売却するもの(自ら利用しないもの)の保管又は破砕等については許可が必要です。なお、両者を区別せずに保管している場合には、全体として許可が必要になります。
No.1- 30	リユース品であると事業者が自己申告すれば、対象外になるのか。	保管状況や引渡し先での利用の実態等を確認し、個別に判断することになります。
No.1- 31	敷地内で屋内保管と屋外保管の両方がある。条例の対象となるのはどの範囲か。	許可・届出の対象となるのは屋外保管の部分に限られます。ただし、保管面積等の算定には、屋内も対象となる場合があります。
No.1- 32	破砕等の用に供する設備を入れ替える場合は、変更許可になるのか、変更届になるのか。	設備の詳細がわからないと判断できませんので、計画がある場合には早めに県に相談してください。

No.1- 33	現場責任者は日本語が話せなくてもよいか。	現場責任者には日本語を理解できる者を配置することが望ましいです。 少なくとも、事業所に日本語を理解できる者を従業員として配置するようにしてください。 (条例第16条、規則第14条第2項第8号)
No.1- 34	現場責任者は、常駐することが必要か。	現場責任者は、常駐が望ましいが、責任者として常に連絡がとれるような体制を整えていただきたい。 (条例第16条、規則第5条第6項第4号、規則第14条第2項第8号)
No.1- 35	現場責任者はどのような者を配置すればよいか、資格等は必要か。	資格等は不要です。事故や県や県民からの問い合わせなどに対応できる責任者であればよいです。 (条例第16条、規則第5条第6項第4号、規則第14条第2項第8号)
No.1- 36	再生事業者の登録業者はこの条例の許可は必要か。	再生事業者の登録を受けていることをもってこの条例の許可が不要となるものではありません。扱っているのが廃棄物(もっぱら再生されるもの)のみであれば、この条例の許可は不要ですが、再生資源を扱っている場合は、許可が必要です。 (条例第7条、条例第24条)
No.1- 37	令和8年10月1日時点で、囲いの建設には着手しているが営業は始まっていない場合、みなし許可となるのか。	みなし許可には営業の実態が必要であるため、新規許可の対象となります。 (条例附則第4項)
No.1- 38	保管する事業場が複数ある場合は全て届け出るのか。掲示も必要か。	一つの保管業届出で、県内の複数の事業場について届出できます。また、再生資源物屋外保管業者の掲示はそれぞれの事業場に必要です。なお、保管場所の囲いが無い場合には、上限の数値を記載した標識を保管場所の近くに掲示してください。 (条例第7条第2項、条例第14条)
No.1- 39	現状は金属しか扱っていないが、将来的にプラスチックや雑品スクラップも扱うということで3品目まとめて保管業届出を行ってよいか。	保管業届出に記載する内容は条例施行の際に現に行っている事業に限ります。条例施行日である令和8年10月1日時点で金属スクラップしか扱っていないのであれば、その他の品目について届出は行えません。なお、保管業届出内容については、立入調査の際に確認を行います。 (条例附則第4項)
No.1- 40	保管業届出時には既存の囲いや設備が条例の基準を満たしていない。この場合、囲いや設備について、いつ時点のものを保管業届出書に記載すればよいか。	保管業届出書には、届出時点の現状を記載してください。 なお、維持管理基準は施行日から6か月間、構造基準は施行日から1年間は適用されませんが、この期間内に基準に適合させ、変更した旨の変更届の提出が必要となります。 (条例第11条、規則第11条、規則附則第2項、同第3項)
No.1- 41	みなし許可業者が今後油水分離槽を設置する場合は変更許可の手続きが必要か。	油水分離槽の設置により標準作業書の変更を要しますが、生活環境への影響が増大しない場合に該当すると思われ、変更許可は不要です。変更届を提出してください。 (条例第11条、規則第11条)
No.1- 42	条例施行日である令和8年10月1日以降に、破砕機の入替えを予定している。変更許可に該当するか。	設置場所の変更・能力の増大があれば、変更許可に該当します。 (条例第11条、規則第11条)
No.1- 43	外国製や古い機械で図面がない場合、写真の提出ではいかがか。	破砕等の設備の各部分の大きさをメジャー等により計測している写真やその測定結果の写真、構造が明らかになるような写真(破砕機であれば、歯の大きさや形状がわかるもの)等、図面の記載事項と同程度の写真であれば、提出を認めます。 (条例第7条第2項第3号、同条同項第6号、規則第5条第2項第3号、規則第5条第5項第4号)

No.1- 44	保管業届出の提出方法は、どのようにすればよいか。	県庁での書面提出のほか郵送での提出も認めます。ただし、郵送の場合は提出期限必着とし期日までに廃棄物・リサイクル課が受理したもので対象とします。また、電子申請による方法も予定しています（本書が必要な書面は別途要送付）。詳細は、県HPに掲載する手引書を確認してください。
No.1- 45	なぜ、金属、プラスチック（それらの混合物含む）のみ規制の対象なのか。	金属、プラスチック及びそれらの混合物は、騒音、振動、汚水・油分等の流出や火災のおそれなど、周辺環境への影響が特に大きいことから規制の対象としております。 (条例第1条)
No.1- 46	条例の規制に対応するため必要になる設備投資などに助成金や補助金はあるのか。	この条例に特化した助成金などはありません。
No.1- 47	屋内保管の場合、記録の作成や現場責任者は不要か	再生資源物のすべてを屋内保管の場合には、条例は適用されないため不要です。わずかでも、屋外保管がある場合は必要となる場合があります。 (条例第1条、条例第2条第2号)
No.1- 48	屋外保管事業場が100㎡に満たない場合は、届出も何もしなくても良いか。	屋外保管事業場が100㎡に満たない場合は、許可（届出）や囲いの設置は不要です。ただし、周辺環境の保全のため、条例制定の趣旨を考慮いただき、適正な保管等に努めてください。 (条例第7条第1項)
No.1- 49	みなし許可の対象者であるかはどのように確認するのか。	条例施行日である令和8年10月1日より前の取引の実態等により確認します。
No.1- 50	プラスチックの中間処理業を有する者が再生資源物である金属くずを取り扱う場合は許可が必要なのか。	処分業の許可と異なる再生資源物の保管を行う場合は許可（届出）が必要です。 (条例第24条第1項第2号)
No.1- 51	屋外保管事業場が複数ある場合はそれぞれ手数料がかかるのか。	保管業としての許可を行うため、事業場が複数ある場合でも、手数料は1回分のみとなります。ただし、後から新たな事業場を追加する場合には、変更許可が必要となり、その手数料がかかります。 なお、届出に関しては手数料がかかりません。 (条例第7条第2項第2号、条例第11条第1項)
No.1- 52	見なし許可となった場合で、囲い等が変更になる場合や保管スペースを変更する場合、変更申請が必要になるか。また、これらの変更についてみなし許可として対応できる期日はいつまでか。	基準適合のための囲い等の変更は、変更届出となります。条例施行後に、保管面積を増加する場合などは、変更許可の対象となります。

②構造・設備基準

番号	質問	回答
No.2- 1	構造基準への対応は、いつまでに必要か	届出を行った既存事業者に限り、施行日から1年間の猶予期間があります。 (条例附則第8項)
No.2- 2	標識や帳簿は必須ですか	標識の掲示、帳簿の作成・保存、現場責任者の設置が義務です。 (条例第14条～同第16条、規則第14条～同第17条)
No.2- 3	実際に問題が起きていないのに、なぜここまで設備投資を求めるのか。	本制度は、問題発生後の対応ではなく、発生そのものを未然に防止することを目的としています。屋外保管業では、油の流出や粉じんの飛散、騒音などは一定条件下で必ず発生し得るものであり、実際に問題が顕在化していない段階でもリスクは存在しています。そのため、環境影響を確実に抑制するために、一定水準の設備をあらかじめ備えることが義務付けられています。 (条例第1条)
No.2- 4	事業場の周囲の囲いがロープや簡易柵ではダメな理由は何か。	事業場の周囲の囲いは単なる区画表示ではなく、保管物の飛散防止や外部からの侵入防止、不法投棄の抑止又は騒音防止といった機能を持つ必要があります。ロープや簡易柵ではこれらの機能を十分に果たすことができず、強風時の飛散や第三者の容易な侵入を防ぐことができません。 このため、2m以上の高さや強度を持つ構造物としての囲いが求められており、簡易な仕切りでは基準を満たさないと判断します。 (条例第1条、条例第8条第1項第2号イ、ロ、条例第10条第1項第5号、構造維持管理基準第4条第1項第1号)
No.2- 5	囲いの最低高さはあるか。	事業場の囲いについては最低2mの高さが必要になります。 保管場所の囲いについては高さの定めはありませんが、延焼を防止できるような高さにしてください。 (条例第1条、条例第8条第1項第2号イ、ロ、条例第10条第1項第5号、規則第10条第1項第3号、構造維持管理基準第4条第1項第1号)
No.2- 6	コンクリ舗装を義務にするのは過剰なコスト負担ではないですか。	舗装については、単なる見た目の問題ではなく、地下水汚染を防止するという重要な目的があります。再生資源物には油分や有害物質が付着していることがあり、未舗装のままではそれらが地中に浸透し、長期的な環境汚染につながるおそれがあります。 このため、不透水性の舗装は環境保全上不可欠なものです。 (条例第1条、条例第8条第1項第2号ハ、条例第10条第1項第4号、構造維持管理基準第4条第1項第3号)
No.2- 7	排水処理設備がなくても問題ない場合もあるのでは。	排水処理設備は、再生資源物に付着した油分や固形分が外部に流出することを防止するために実際のトラブル発生の有無にかかわらず、一定の排水処理機能を備えることが必要とされています。 (条例第8条第1項第2号ハ、条例第10条第1項第4号、構造維持管理基準第4条第1項第3号ロ、ハ、同条第1項第11号ニ)
No.2- 8	騒音対策は苦情が出てからでも遅くないと思うが。	騒音に関する訴えが見受けられることもあるため、未然防止のため、対策をお願いするものです。 (条例第1条、条例第10条第1項第5号、構造維持管理基準第4条第1項第7号)
No.2- 9	なぜ高さ制限まで細かく規制する必要があるのか。	保管の高さは、崩落による危険だけでなく、視認性や周辺景観、風による飛散などにも影響します。高さが過度になると安定性が低下し、事故リスクが高まるほか、周辺住民への圧迫感も増大します。 このため、安全性と環境影響の両面から、一定の高さ制限を設けています。 (条例第10条第1項第2号、規則第9条)
No.2- 10	中小事業者でも同じ基準を求めるのは現実的ではないと思うが。	条例の制定目的は環境影響の低減であることから、事業者の規模に関係なく同一の基準で一律の規制を行うものです。 (条例第1条)
No.2- 11	簡易な設備でも実際に問題ない場合は柔軟に認めるべきと思うが。	個別の状況に応じた判断は行われますが、最低限満たすべき基準については確保する必要があります。(条例第1条)

No.2- 12	未処理排水を地下浸透させることはなぜ完全に禁止されるか。	未処理排水の地下浸透は油分や重金属等が地下に蓄積し、長期的な土壌・地下水汚染の原因となる可能性があります。 このような汚染は一度発生すると回復が困難であるため、事前に防止する観点から未処理排水の地下浸透を認めていません。 (条例第1条、条例第8条第1項第2号ハ、条例第10条第1項第4号、構造維持管理基準第4条第1項第3号)
No.2- 13	ここまでやっても環境問題がゼロになるわけではないのに、なぜ義務化するのか。	制度の目的は環境影響を完全にゼロにすることではなく、リスクを許容可能な範囲まで低減することにあります。一定の基準を設けることで、重大な事故や環境汚染のリスクを大きく下げることができます。 このようなリスク管理の考え方にに基づき、必要な措置を義務付けています。 (条例第1条・条例第3条1項・条例第5条・構造維持管理基準第1条・構造維持管理基準第3条)
No.2- 14	県条例規制基準と国で検討している規制基準は同じか同程度なのか。県基準をクリアしていても国の基準に適合しないことはありえるのか。	現状国からは具体的な基準が示されていないため比較することはできません。
No.2- 15	製造業者から排出されるアルミ製品の不良品で油が付着していないものを保管している。この場合、コンクリート舗装や油水分離槽の設置は必要か。	排出元が限定され、排出元の状況から油や有害物質等の付着のおそれのない再生資源物を取り扱う場合に限り、舗装や油水分離槽の設置は求めない予定です。 (条例第8条第1項第2号ハ・条例第10条第1項第4号・構造維持管理基準第4条第1項第3号・構造維持管理基準第4条第1項第11号ニ)
No.2- 16	保管場所と保管場所の間の擁壁について、高さや強度の基準はあるのか。	保管場所と保管場所の間の擁壁を求める予定はありません。ただ、火災防止を目的として規則第10条第1項第3号で、雑品スクラップを隣接して保管する場合は2mの間隔又は仕切りを設けることを求めています。高さや強度の基準はありませんが、確実に延焼が防止できる仕切りにしてください。 なお、フレコン等を用いて保存する場合にも不燃材料での仕切りが無いのであれば同じ対応が必要となります。 (条例第9条・条例第10条第1項第3号・規則第10条第1項第3号)
No.2- 17	事業場の囲いの高さを2m、材質を亜鉛メッキ鋼板と同等と規定している。これは盗難防止が目的か。	再生資源物の盗難だけでなく、飛散、流出及び騒音の防止も目的にしています。 (構造維持管理基準第4条第1項第1号・構造維持管理基準第4条第1項第2号イ・構造維持管理基準第4条第1項第7号・構造維持管理基準第4条第1項第9号・構造維持管理基準第4条第1項第11号ハ・構造維持管理基準第5条第1項第2号)
No.2- 18	舗装、油水分離槽について、保管場所だけで良いのか。それとも、通路等、事業場の全敷地を舗装しなければならないのか。	再生資源物の保管する区域内の汚水や雨水を確実に捕集するための舗装及びその水を油水分離槽に導くための排水溝が必要となります。また、破碎等を行う箇所は舗装いただく必要があります。なお、事業の用に供しない駐車場等については舗装不要です。 (条例第2条第1項第5号・条例第8条第1項第2号ハ・条例第10条第1項第4号・構造維持管理基準第4条第1項第3号・構造維持管理基準第4条第1項第11号ニ)
No.2- 19	解体作業場の床にも敷設が必要か。	解体は保管の一環と考えており、保管場所として扱います。このため敷設が必要です。 (条例第2条第1項第2号・条例第8条第1項第2号ハ) (構造維持管理基準第4条第1項第3号)
No.2- 20	事業場の囲いについて、事業場全体を囲うことになるが、広い敷地の一部で事業を行っている場合、敷地全体を囲う必要があるのか。	事業場の中で事業の用に供しない施設まで囲う必要はありません。 なお、通常であれば、事業場に台貫や事務所が含まれないことは無いと考えられます。 (条例第2条第1項第5号)
No.2- 21	フレコンは容器に該当するのか。	フレコンは条例第10条第1項第2号の「容器」には該当しません。 本県の条例における「容器」とは、コンテナのように都度形状が変形せず、積んだ時にも安定するものを考えています。このため、フレコンは形状が変形することから容器に該当しないものとして扱います。 (条例第1条・条例第3条1項・条例第5条・条例第9条・構造維持管理基準第1条)

No.2- 22	容器を用いて再生資源物を保管する場合も囲いは必要となるか。	再生資源物を屋外保管する場合は必要です。 (条例第8条第1項第2号イ・条例第10条第1項第1号)
No.2- 23	荷重がかかる場合は、安全であることが求められているが、具体的にどのようにすれば良いのか。	具体的な規格はありませんが、再生資源物の荷重により変形、破損等しない強度が必要となります。 (構造維持管理基準第4条第1項第1号口)
No.2- 24	外部から保管物の状況が確認できる措置について、状況が確認できるとは、具体的にどのレベルか。保管物すべて見えないとだめなのか。	外部のいずれかの部分から、概ね敷地全体を見通せることが必要となります。 囲いの一部を可視化する必要はなく、営業時間中に事業場の入口が開放され、外部から場内を確認できる状態になっていれば問題ありません。 (条例第10条第1項第7号)
No.2- 25	敷地の極一部分で保管している場合も、囲いの設置は必要か。	個別に相談いただきたい。
No.2- 26	50%勾配について確認したい。置場の幅の半分が高さということか。	50%勾配とは、勾配の水平距離に対する垂直距離の比が2:1という意味です。 2割勾配とも言います。 (規則第9条第1項第1号)
No.2- 27	圧縮処理した後の金属は、直立するので50%勾配は適用されないと解してよいか。	安全上の観点から、50%勾配を適用します。 (条例第1条・条例第3条1項・条例第5条・条例第9条・条例第10条・構造維持管理基準第1条)
No.2- 28	ペットボトル、空き缶を隣同士で置いてもよいか。	条例上、制限する規定はありません。ただし、異なる物品を隣あって保管することになるため、延焼・混入を防ぐ観点から保管場所を離すか、仕切りを設けてください。 (条例第1条・条例第3条1項・条例第5条・条例第9条・条例第10条・構造維持管理基準第1条)
No.2- 29	延焼防止の仕切りはフェンスでもよいか。	一般にフェンスには延焼防止の効果はないため、延焼防止の仕切りとは認められません。 (施行規則第10条第1項第3号)
No.2- 30	火災の延焼を防ぐ仕切りがない場合での、隣接する保管物との間隔は2m以上必要である旨が規定されている。条例の定義から、再生資源物には有害使用済機器は含まれないと思われる。従って、条例上の再生資源物と有害使用済機器を、延焼を防ぐ仕切りなしかつ2m未満の間隔で保管してよいか。	条例上、制限する規定はありません。ただし、再生資源物を有害使用済機器と2m以上の間隔を設けずに保管をすると、火災の延焼を防ぐことができず、条例の目的である県民の生活の安全を図ることができませんので、保管場所を離すか、仕切りを設けてください。なお、廃棄物処理法においても、有害使用済機器の保管の単位の間隔について同様に規定されています。 (条例第1条、構造維持管理基準第1条) (条例第3条1項・条例第5条・条例第9条)
No.2- 31	金属コンテナに保管物を入れてあれば延焼防止の仕切りと認められるか。	金属コンテナは、延焼防止の仕切りではなく、容器と考えられます。また、金属コンテナの中に雑品スクラップ入れて並べておく場合は、その間に仕切りは不要です。 (施行規則第10条第1項第3号)
No.2- 32	敷地周辺を保管物が入ったコンテナやボックスカルパートで囲ってあれば、保管場所周辺の囲いと解釈できるか。	容易に人が立ち入れないようなものであれば、保管場所の周囲の囲いと解釈することも可能です。 ただし、そのコンテナ等は、事業場の囲いであり、その中に再生資源物を保管することはできません。 (条例第8条第1項第2号イ)
No.2- 33	事業場の隣接者が設置したブロック塀等を自らの事業場の囲いとみなすことは可能か。	条例第8条第1項第2号イの「再生資源物屋外保管事業場の周囲に囲いが設けられていること」について、囲いの設置者を限定する規定はありませんので、事業場の囲いとみなすことは可能です。ただし、他人が設置したものであるため、設置者の了解を得た上で申請書類等への記載をお願いします。なお、ブロック塀が撤去された場合には囲いの基準を満たさなくなるため、すみやかに囲いを設置する必要があります。 (条例第8条第1項第2号イ)
No.2- 34	保管の場所に設ける囲いについて、直接荷重がかかる場合は構造耐力の基準があるが、荷重がかからない場合には、何か基準があるのか。	直接荷重がかからない場合の囲いについての特段の基準はありません。ただし、適正な保管を行うため、容易に外部から侵入されないよう囲われている必要はあります。なお、事業場の囲いは騒音対策の観点もあるので、適切な囲いの設置をお願いします。 (条例第8条第1項第2号口、構造維持管理基準第4条第1項)

No.2- 35	汚水対策を講じる範囲が不明確。そもそも「汚水」とは何か。雨水も汚水なのか。	油や汚れの付着している可能性のある再生資源物に触れた雨水は汚水となります。また、再生資源物の保管等により新たに発生した水も汚水となります。汚水が発生する範囲については対策を講ずる必要があります。(条例第8条第1項第2号ハ)
No.2- 36	底面を不浸透性の材料で覆う必要があるのは、事業場全体か。	条例第8条第1項第2号ハより、「屋外保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合」に「屋外保管等をする場所の底面」が不浸透性の材料で覆われている必要があります。従って、事業場全体である必要はありません。(条例第8条第1項第2号ハ) (構造維持管理基準第4条第1項第3号イ)
No.2- 37	「底面を不浸透性の材料で覆うこと」と、「油水分離装置及び当該装置に接続している排水溝が設けられていること」は、いずれか一方を講じていればよいか。	条例第8条第1項第2号ハより、「屋外保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合」に、どちらも講じる必要があります。(条例第8条第1項第2号ハ)
No.2- 38	不浸透性の材料とは。具体的な材料の指定はあるか。アスファルトではどうか。	具体的な材料の指定はありませんが、不浸透性であることが確認できることが必要です。強度の問題もあるため、基本的にはコンクリートやアスファルトによる舗装をお願いします。なお、アスファルトには透水性のあるものもあるため、不浸透性であることを明らかにする必要があります。(条例第8条第1項第2号ハ、構造維持管理基準第4条第1項第3号イ)
No.2- 39	農機具等は油を含んでいるがこの場合も床面舗装が必要か。	解体、部品取り等を行わず中古品として販売する農機具はそもそも条例の対象外であるが、部品取り等を目的として屋外保管する場合は、汚水流出の可能性があるので、汚水対策が必要です。
No.2- 40	どのくらいの大きさの油水分離槽が必要か。	雨水の量や敷地面積等を考慮し、個々に判断することになるため、個別に相談してください。
No.2- 41	床面の油水分離防止の措置は、必ずコンクリートにしなければならないのか。土や砂の上に鉄板だけ置いてもよいか。	基本的にはコンクリートやアスファルトで舗装していただきたいと考えています。個別具体的な事例については相談してください。(条例第8条第1項第2号ハ、構造維持管理基準第4条第1項第3号イ)
No.2- 42	振動抑制の基準をクリアしていることはどう判断するのか。	構造維持管理基準に記載する地域ごとの基準に適合していただきます。(構造維持管理基準第4条第1項第7号、別表第二)
No.2- 43	みなし営業許可でも壁の強度、周囲の囲い、門、汚水対策全てが必要なのか	全ての対応が必要となります。(条例附則第7項、同第8項)
No.2- 44	少量の油漏れまで一律に対応する必要はないのではないかと。	油漏れは量にかかわらず、継続すると環境汚染の原因となります。微量であっても放置すれば蓄積し、最終的に重大な影響につながる可能性があるため、発見した時点で適切に対応することが求められます。(条例第1条、同第8条第1項第2号ハ) (条例第5条・構造維持管理基準第1条・構造維持管理基準第8条)